

販路拡大

販促物活用フェスタ2020

日時：令和2年1月21日(火) 10:30～17:00 場所：大阪産業創造館

来場者募集中
事前申込 要

店頭POPやイベントノベルティ、チラシ・紙DMなど、自社の商品・サービスを選んでいただくための販促の工夫はなくてはならないものです。WEB販促が必須の昨今でも、間近で見て、聞いて、触れる機会をつくるアナログ販促は欠かせないツールの一つです。

今年初開催となる「販促物活用フェスタ」では、商品・サービスのコンセプトをつたえる販促物の制作実績、特徴的な素材、製品をお持ちの企業が出展します！POP装飾、ノベルティ、チラシ・紙DMなどアナログ関連の「販促物」に課題、関心のある中小企業の皆様のご来場をお待ちしています。

衛生技術展2020

日時：令和2年3月12日(木) 10:30～17:00 場所：大阪産業創造館

出展企業募集中
申込締切 1/14

安全・安心への関心の高まりに伴い、清潔さや厳しい品質管理は常に求められているのが「衛生」市場。菌、臭い、汚れなどの問題を解決する機能を持ったさまざまな素材が開発され、多方面での用途が期待されています。また産業洗浄分野の需要の高まりや、HACCPIに関して2021年から完全に義務化となることから、食品衛生技術に対する需要の高まりも予想されます。今回、「衛生技術」をテーマに絞った展示商談会を開催いたしますので、菌・除菌・消臭・防臭・洗浄・抗アレルギー・濾過など特長のある技術をお持ちの企業様の出展をお待ちしています。

募集定員・・・40社（審査のうえ、決定します）

出展料・・・30,000円／社（消費税込み）

サンソウカンdeモニター会

日時：令和2年3月3日(火)（完全入替二部制 14:00～16:30 17:30～20:00）

場所：大阪産業創造館

出展企業募集中
申込締切 1/10

主婦・会社員を中心とした女性に商品に対する率直な意見を聞いていただくモニターイベント。今回は、20～30代とターゲットを絞って開催します（中心は30代・110～130名(予定)）。

アンケート用紙の回答だけでなく、「どうしてそう思ったの？」「どうしたらいい？」といった内容をヒアリングしていただくことも可能です。「商品」「価格」「販売方法」「パッケージ」など、消費者の声を自社の商品・サービスに取り入れたい企業様はぜひご出展をご検討ください。

募集定員・・・15社（審査のうえ、決定します）

出展料・・・20,000円／1社（ブース）（消費税込み）

大阪産業局の事業紹介

2019年4月1日、公益財団法人大阪産業振興機構と公益財団法人大阪市都市型産業振興センターは合併し、公益財団法人大阪産業局となりました。

大阪産業局は、グローバル社会の中で、大阪経済の発展をめざし、プロフェッショナル集団として、意欲ある中小事業者・起業家の成長に貢献します。

② 国際ビジネス支援

● 国際ビジネスサポートセンター

経験豊富なコーディネーターが、専門的分野や特定の国・地域に精通した専門アドバイザーと連携しながら、個別支援を行っています。
<https://www.mydome.jp/ibo/>

☎ 06-4708-7041

● 海外拠点を活用した支援

上海事務所のほか、アジア5ヶ国（インド、インドネシア、タイ、ベトナム、ミャンマー）に設置した大阪ビジネスサポートデスクを通じて、取引先の紹介や中小企業の現地出張支援等を実施しています。

<https://www.mydome.jp/ibo/overseas/#osaka>

<<情報提供者>>





中小企業お役立ち情報

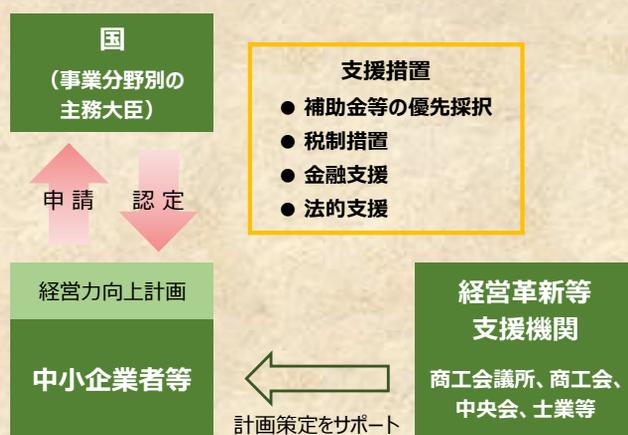
～ 大阪産業局から、中小企業の皆様に成長と発展に役立つ情報をお届けいたします ～

経営力向上計画(中小企業等経営強化法)〔経済産業省〕

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制や金融の支援等を受けることができます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/>

平成28年7月1日に施行された「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業・小規模事業者・中堅企業等が策定する「経営力強化計画」について、約94,000件(令和元年9月末現在)が認定されています。



● メリット

1. 補助金等の優先採択
ものづくり・商業・サービス補助金、小規模事業者持続化補助金の加点項目
2. 税制措置
認定計画に基づき取得した一定の設備について、法人税等の特例措置
即時償却または税額控除7%(資本金3,000万円以下の中小企業等は10%)の選択適用等
3. 金融支援
政策金融機関の低利融資、民間金融機関の融資に対する信用保証、債務保証等の資金調達に係る支援
4. 法的支援
業法上の許認可の承継の特例、事業譲渡の際の免責的債務引き受けに関する特例措置 など

● 対象者(中小企業等経営強化法第2条第2項)

認定対象となる「中小企業者等」の範囲は次のとおりです。

- ① 会社または個人事業主、医療法人等 : 資本金10億円以下 または 常時使用する従業員の数2000人以下
 - ② 社会福祉法人、特定非営利活動法人 : 常時使用する従業員の数2000人以下
- このほか、企業組合、協業組合、事業協同組合等についても認定を受けることができます。

(注) 税制措置・金融支援によって対象となる規模要件が異なります。

詳しくは、中小企業等経営強化法に基づく支援措置活用の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190808zeiseikinyu.pdf>

● 経営力向上計画策定手順

- ① 「日本標準産業分類」で計画策定の事業分野を確認
- ② 計画策定の事業分野に該当する「事業分野別指針」を確認
- ③ 「事業別分野別指針」を踏まえて経営力向上計画を策定
認定経営革新等支援機関(*)に計画策定の支援を受けることができます。*大阪府内すべての信用金庫も認定機関です
- ④ 計画の事業分野の主務大臣あてに必要な書類を添えて提出
- ⑤ 認定を受けた場合、主務大臣から計画認定書と計画申請書の写しが交付されます。

詳しくは、経営力向上計画策定の手引き

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2019/190719tebiki.pdf>